



花見会計事務所だより No.44



花見会計事務所

Tel : 026-248-7500

Fax : 026-248-7507

E-mail : info@hanami-kaikei.jp

URL : http://hanami-kaikei.jp/

平成 29 年 4 月からの消費税増税は、2 年半の延期となりました。これに伴い、軽減税率の導入も 10%への増税時に行われることとなります。これらに関しては、制度が固まってきてからあらためてお知らせしていきたいと思えます。

さて今回は、個人の方が震災等の義援金を支払った場合の取扱いについて見ていきたいと思えます。

4月14日に発生した熊本地震などの災害を受けられた方を支援するため、義援金を送られた方も多いため、義援金は寄付金として取扱うこととなりますので、所得税などが還付される場合があります。今回の熊本地震の場合を例に見てみましょう。

☑ 義援金を支払った場合、税金はどのように関係してくるのか？

個人の方が支払った次の①から③の義援金(寄附金)は、確定申告の際に寄附金控除の対象となります。なお、当該義援金は、ふるさと納税(※1)に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。寄附金控除の適用を受けるためには、これらの控除に関する事項を記載した所得税の確定申告書を提出する必要があります。また義援金の場合はワンストップ特例(※2)の適用はありません。

※1 ふるさと納税は、個人が自治体へ2,000円を超える寄附を行ったときに、一定限度額まで所得税と住民税から税金が控除される制度です。

※2 ワンストップ特例は、ふるさと納税の際に一定の条件を満たせば確定申告の必要がなくても住民税からの税金が控除される特例です。

- ① 地方公共団体に対する義援金(国が募集する義援金を含みます)
- ② 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金
- ③ 募金団体を通じて、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金(詳しくは、募金団体への確認が必要です)

☑ どんな手続きが必要？

確定申告の際には、寄附金を支払ったことが確認できる書類(次のうちいずれか)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

- 地方公共団体の災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- 募金団体の預り証
- 金融機関等で支払った場合の振込票等の控え
(募金要綱、募金趣意書、募金団体のHPの写しなど、その振込口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料も併せて必要になります)

上記①から③以外の義援金(寄附金)であっても、募金団体が財務大臣から指定を受けている場合など、一定の要件を満たしていれば寄附金控除の対象となる場合があります。また前述の通り、ワンストップ特例は使えませんので、確定申告は必須となります。詳しくは職員までお尋ねください。

～～ 佐野より一言 ～～

今年は早くから気温の高い日が多く、この先も暑い夏になることが予想されます。こまめに水分を取るなどして、熱中症にはくれぐれもお気を付けください。

～～ 節電への取組みについて ～～

当事務所では節電のため、照明の一部消灯やエアコン使用の制限、クールビズでの就業などを行っています。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い致します。